



尼崎市都市計画マスタープラン

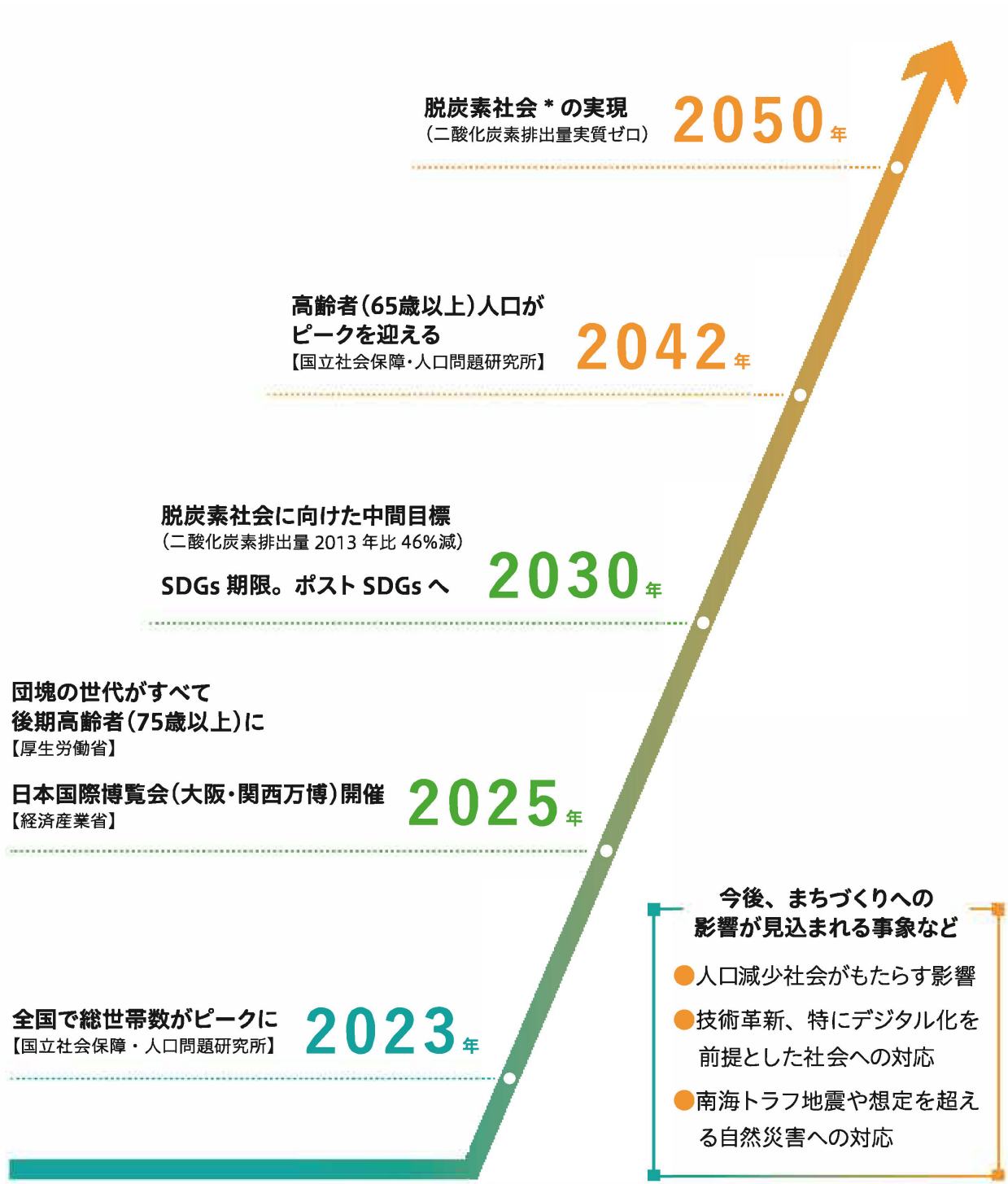
2024～2033 [資料編]



I. 改定の背景

1 社会情勢の変化と時代の潮流

人口減少社会の進行や脱炭素社会の実現に向けた機運の高まり等、社会情勢の変化等に柔軟に対応した都市計画が求められている。



(出典：尼崎市総合計画)

(1) 人口減少社会の進行

本市の人口は、昭和 46 年（1971 年）の約 55 万人をピークに減少傾向が続いている。平成 27 年（2015 年）から令和 2 年（2020 年）の間には、局所的な住宅開発等により、わずかに増加に転じたものの、今後も人口減少の傾向は続くものと見込まれる。また、少子高齢化の進展は著しく、令和 3 年（2021 年）の 65 歳以上の高齢者の割合は約 3 割に達している。

徒歩や自転車での生活圏において、日常生活に必要な施設等が維持され、公共交通へのアクセスがしやすいコンパクトで持続可能なまちづくり、高齢になっても住み続けられる環境の維持や向上に向けた整備が求められている。

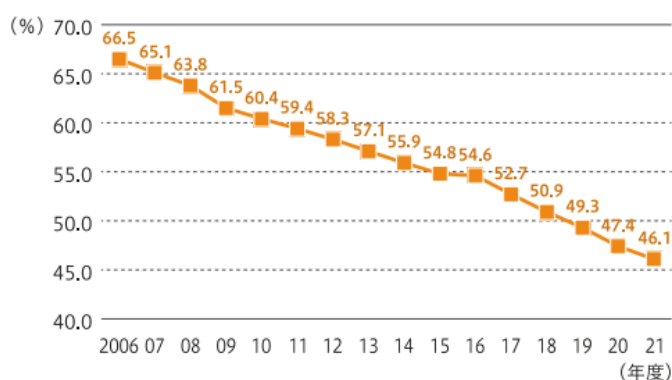
求められる取組例：生活利便施設の適切な誘導 等

(2) 多様化するコミュニティの形態と地域におけるつながりの希薄化

これまで地域活動の中心を担ってきた自治会等の地域団体は、役員の固定化や高齢化が進むとともに、世帯構成やライフスタイルの変化等により加入率が低下し、これまで果たしてきた地域での支え合い等の機能の維持が難しくなっている。一方で、若者を中心とした SNS の利用拡大に伴い、さまざまな形態のコミュニティが生まれている。

多様化するコミュニティに対応するための取組が求められている。

図 - 本市社会福祉協議会加入率の推移



(出典：市資料)

求められる取組例：活動しやすい環境づくり 等

(3) 脱炭素社会の実現に向けた機運の高まり

産業革命の進展に伴い世界中で工業が発展し、現在に至るまで温室効果ガスの排出が続いており、二酸化炭素濃度は産業革命以前より約 40% 増加し、地球の平均気温が約 1℃ 上昇している。地球規模の課題である気候変動問題の解決に向けて、平成 27 年（2015 年）にパリ協定が採択され、世界共通の長期目標として、我が国においても「2050 年脱炭素社会の実現」という目標を掲げているところである。

本市では、地球温暖化による危機を市民が正しく認識して共有し、この危機を乗り越えるために行動していくことを目的に、令和 3 年（2021 年）6 月に「尼崎市気候非常事態行動宣言」を表明しており、都市計画分野においても脱炭素社会実現に向けた具体的な取組の推進が求められている。

求められる取組例：都市のエネルギーの効率化、熱環境改善を通じた脱炭素 等

(4) デジタル化の進展

国が目指す Society5.0 は、AI、IoT、ロボット等の先端技術の活用が進み、生活利便性の向上だけでなく、経済発展と社会課題の解決が両立する未来社会の姿である。今後の人口減少下において労働力不足が懸念されるが、AI や IoT の活用がさらに進むことで、企業の農業進出等による既存産業の発展や、遠隔医療やオンライン教育等により、地域格差の是正にもつながることが期待されている。

さらなる自動運転技術の進歩や新たなモビリティの登場により、既存の道路インフラを見直す必要性が高まるなどの可能性もあり、今後は新たな時代を見据えた柔軟で持続可能なまちづくりを進めていくことが求められている。

求められる取組例：スマートシティ・MaaS、既存産業への先端技術の導入支援 等

(5) 産業構造・労働環境の変化

EC（電子商取引）の拡大に伴う流通業の需要増加やインバウンドによる観光産業の拡大等、近年は産業構造に大きな変化がみられる。都市の経済力を維持していくためには、時代を担う主力産業を積極的に取り入れていくことが求められている。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に、ICT を活用したテレワーク等によって、時間や場所を問わず柔軟な働き方が普及するなど、労働環境が大きく変化している。

今後の人口減少社会においては、労働力不足が懸念されることから、先端技術を活用するとともに、自らの意思で働くことを希望する人、障害を抱える人、高齢者、外国籍住民等の活躍機会を増やすことや、誰もが尊重され働きやすく、活躍できる環境整備が求められている。

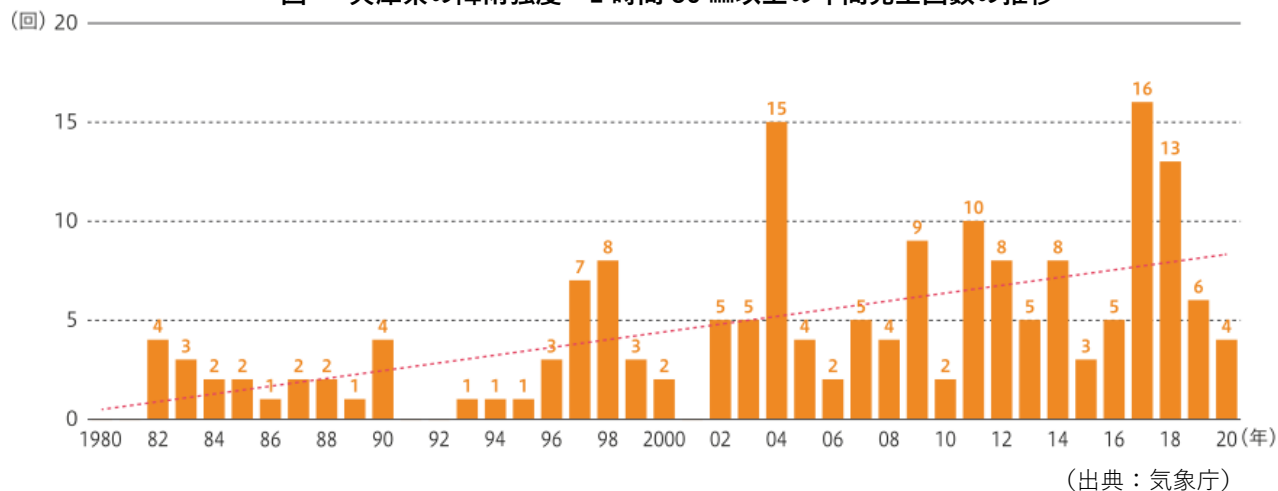
求められる取組例：時代に応じた新産業の誘致、多様な雇用環境の創出支援 等

(6) 災害対策など安全・安心への意識の高まり

近年、我が国ではこれまで経験したことのないほど勢力の強い台風や線状降水帯等に伴う集中豪雨、地震など大規模自然災害が頻発・激甚化している。南海トラフ巨大地震が、今後 40 年以内に発生する確率は令和 3 年度（2021 年度）までの「80～90%」から「90%以上程度」に引き上げられ、巨大災害の脅威が高まっている状況である。

自然災害が頻発・激甚化していることから、全国的に土砂災害や高潮・大雨による洪水の浸水想定が見直されており、これまでの防災のまちづくりに加えて、減災のまちづくりを推進していくことが求められている。

図 - 兵庫県の降雨強度 1 時間 50 mm 以上の年間発生回数の推移



求められる取組例：復興事前準備、防災意識向上のための周知・啓発等

(7) 新型コロナウイルス感染症がもたらした新たな日常

令和元年（2019 年）に発生した新型コロナウイルス感染症は、世界規模で感染が拡大し、経済や社会活動等にも甚大な影響を与えた。

新型コロナウイルスの感染拡大を抑制するため、「三つの密」（密閉・密集・密接）を回避することが求められ、大都市中心部への通勤の集中による満員電車の発生等、都市における過密という課題が改めて顕在化し、これまでの都市における働き方や住まい方に対する考え方に変化が起きた。また、テレワークの進展によって自宅近くで過ごす時間が増え、近所の公園の価値が再評価されるなど、人々のライフスタイルや価値観を大きく変えることとなった。

このように、新型コロナ危機を契機とし、これからの都市のあり方を改めて考えていくことが求められている。

求められる取組例：ゆとりある公共空間の整備、公共空間の積極的な民間活用等

2 法改正等

頻発・激甚化する災害や人口減少・少子高齢化、産業構造の転換、環境問題、減少する都市農地、働き方の変化、DX 等の社会情勢の変化に対応するため、新しい法律が制定されたほか、都市再生特別措置法等も改正されており、道路、公園等の都市空間の利活用促進や地域公共交通・防災・農業分野とより深く連携した都市計画が求められている。

■ 法改正の経緯と概要

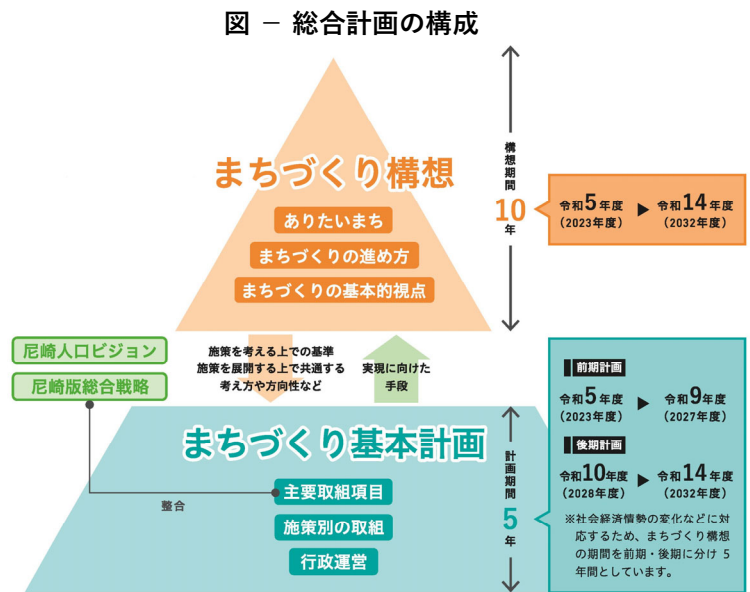
年度	法制度	概要
H26 (2014)	まち・ひと・しごと創生法の制定	地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進
	都市再生特別措置法等の改正	コンパクトなまちづくり (<u>コンパクト・プラス・ネットワーク</u>) の推進 ・立地適正化計画制度の創設
	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正	まちづくりとの連携、面的な公共交通ネットワークの再構築の推進
	空家等対策の推進に関する特別措置法の制定	市町村による空家等対策計画の作成等を通じて、 <u>空家等の関連施策を総合的かつ計画的に推進</u>
H27 (2015)	都市農業振興基本法の制定	<u>「都市農地を宅地化すべきものから都市にあるべきもの」へ転換</u>
H29 (2017)	都市緑地法等の改正	民間活力を最大限活用して、緑・オープンスペースの整備・保全を効果的に推進 ・ <u>生産緑地地区の面積要件緩和</u> ・ <u>Park-PFI の創設</u> 等
H30 (2018)	気候変動適応法の制定	温室効果ガスの排出削減対策（緩和策）に加えて、気候変動の影響による被害を回避・軽減する適応策を法的に位置付け
	都市再生特別措置法等の改正	都市のスポンジ化（空き家、空き地発生による都市密度の低下）対策の推進
R2 (2020)	都市再生特別措置法等の改正	安全で魅力的なまちづくりの推進 ・災害ハザードエリアを踏まえたまちづくり (<u>防災指針の作成</u>) 等 ・ <u>「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出</u>
	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の改正	地域が自らデザインする地域の交通、効率的かつ利便性の高い地域公共交通の実現等
R3 (2021)	特定都市河川浸水被害対策法等の改正	流域治水の実効性の向上
	地球温暖化対策の推進に関する法律の改正	2050年までの脱炭素社会の実現を法律に明記

3 上位計画、関連計画等の改定状況等

(1) 尼崎市総合計画

本市がまちづくりを進める上で、目指す方向性を示す「羅針盤」となる尼崎市総合計画は、令和4年度末（2022年度末）に第5次計画が計画年限を迎え、令和5年度（2023年度）から第6次計画が始動した。

尼崎市総合計画は、本市がめざす「ありたいまち」の姿等を示す「まちづくり構想」と、これを実現させるための取組の方向性等を示す「まちづくり基本計画」で構成している。



(出典：尼崎市総合計画)

■ 第6次尼崎市総合計画 2023-2032【ありたいまち】

● まちづくり構想 2023-2032

本市がめざすまちの姿を「ありたいまち」とし、そのありたいまちを「ひと咲き まち咲き あまがさき」とした。また、「ありたいまち」の実現に向け、市民、事業者等と共有する大切なルールとして「尼崎市自治のまちづくり条例」の基本理念を明記するとともに、市が果たすべき責任を明確化した「まちづくりの進め方」や「ありたいまち」の実現に向けた「まちづくりの基本的視点」を記載している。

ありたいまち

～ ひと咲き まち咲き あまがさき ～

尼崎で、人々が、まちが、花を咲かせ、実を結び、種を残し、また次の花を咲かせていく。

- ・みなぎる。つながる。わたしたちのチカラ（シチズンシップ・シビックプライド）
- ・ほっとかない。だれも、なにも（社会的包摂・多様性）
- ・きり拓く。ひと、しごと（産業・活力）
- ・たかまる。便利でご機嫌な暮らし（利便性・都市機能）
- ・ひろげる。一歩先の選択肢（持続可能性）

● まちづくり基本計画 2023-2027

「ありたいまち」の実現に向け、施策評価を中心としたPDCAサイクルと横連携を意識したまちづくりを進めるため、まちづくり全体の進捗を測る「まちづくりの総合指標」、施策を連携させながら、計画期間中に複数年をかけ、優先的かつ集中的に取り組む「主要取組項目」、分野ごとの取組の方向性である「施策別の取組」、市の経営資源の強化に向けた「行政運営」について記載している。

(2) 阪神地域都市計画区域マスタープラン

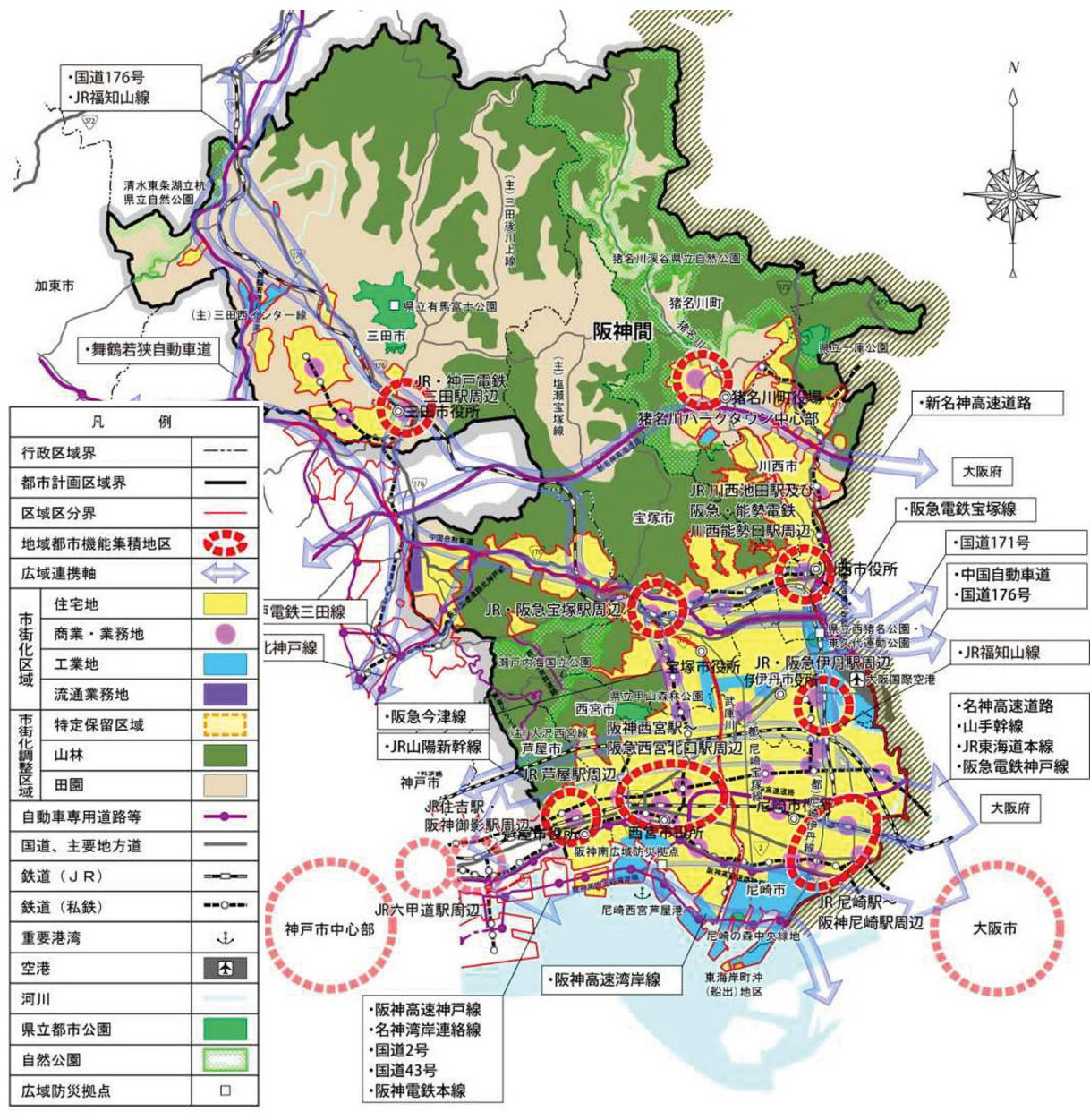
■ 計画期間

令和3年(2021年)3月に改定され、「21世紀兵庫長期ビジョン」の展望年次である令和22年(2040年)の都市の姿を展望しつつ、目標年次を令和7年(2025年)としている。

■ 都市づくりの基本理念

- ・安全・安心な都市空間の創出 …総合的な防災・減災対策の強化、全員活躍社会の推進、分散型社会に対応した都市づくりの推進
- ・地域主導による都市づくり …エリアマネジメントの促進、地域資源を生かした都市の活性化、民間投資の誘導、情報ネットワーク等の活用
- ・持続可能な都市構造の形成 …地域連携型都市構造の実現

■ 都市構造



(3) その他市の関連計画の策定及び条例、制度等の施行等の状況

関連計画	条例、制度等
	H26.10 尼崎市産業振興基本条例施行
	H27.10 尼崎市危険空家等対策に関する条例施行
H27.11 尼崎市公共施設等総合管理計画策定 (R4.6 改定)	
H28.3 尼崎市耐震改修促進計画改定	
	H28.10 尼崎市自治のまちづくり条例施行
H29.3 尼崎市立地適正化計画策定 (当初策定)	
尼崎市地域交通計画策定	
JR 尼崎駅周辺(南地区) の土地利用誘導方針策定 (H31.3 見直し)	
H29.9 尼崎版観光地域づくり推進指針策定	H29.10 尼崎市自転車のまちづくり推進条例施行
H30.1 尼崎市空家等対策計画策定 (R4.4 から第2期)	
H30.3 尼崎市自転車のまちづくり推進計画策定 (R3.3 改定)	
H31.3 尼崎市地球温暖化対策推進計画策定	
R2.10 尼崎市住まいと暮らしのための計画 (住宅マスタープラン) 策定	
R2.4 あますいビジョン 2029 策定	
R2.6 尼崎市強靱化計画策定	
	R3.6 尼崎市気候非常事態行動宣言の表明
R3.10 阪神大物駅周辺地区における公園・緑地再整備基本方針策定	
R4.4 あまがさき下水道ビジョン 2031 策定	
R6.2 尼崎市地域防災計画 (令和 5 年度修正)	
R6.3 尼崎市総合交通計画策定	
尼崎市みどりのまちづくり計画改定	
尼崎市環境基本計画改定	
尼崎市生物多様性地域戦略策定	

(4) 本計画とSDGsとの関係性

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、平成27年（2015年）9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択され、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された令和12年（2030年）までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標である。SDGsは、すべての国を対象に地球上の「誰一人取り残さない」社会の実現を目指す世界共通の目標として、17のゴール（目標）と169のターゲット（達成基準）から構成され、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する総合的な取組を示している。

本計画は、17のゴール（目標）のうち、次の9のゴール（目標）が関連している。本計画に基づき持続可能なまちづくりを推進することで、国際社会共通の目標達成に向けて貢献する。



目標2 飢餓をゼロに

飢餓に終止符を打ち、食糧の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する



目標3 すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



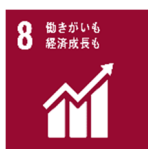
目標6 安全な水とトイレを世界中に

すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



目標7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに

すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する



目標8 働きがいも経済成長も

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する



目標9 産業と技術革新の基盤をつくろう

強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る



目標11 住み続けられるまちづくりを

包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する



目標13 気候変動に具体的な対策を

気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



目標15 陸の豊かさも守ろう

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

(5) まちづくりの主な取組事例

■ 良好な住環境の創出

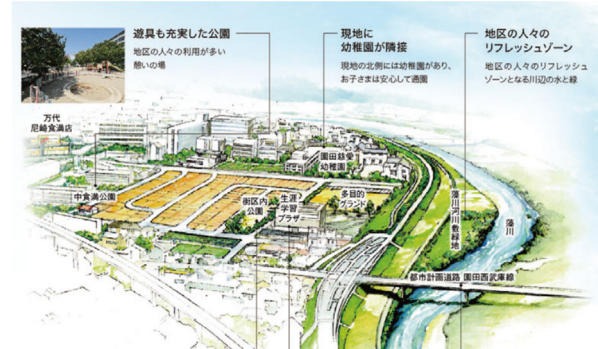
森永製菓工場跡地の住宅地開発
(ZUTTOCITY (ズットシティ))

森永製菓工場跡地で住宅地を開発するにあたって、まちづくりのルール（地区計画）により、良好で良質な住宅地が形成された。



尼崎東高校跡地の住宅地開発

土地利用の方針を定め、まちづくりのルール（建築協定）により、良好で良質な住宅地が形成された。



■ 新たな地域資源・観光地域づくり

あまがさき・ひと咲きプラザの開館

平成 27 年（2015 年）に廃止された旧聖トマス大学の土地と建物の一部を譲り受けて、子どもから大人までの学びと育ちを支援する拠点として「あまがさき・ひと咲きプラザ」を整備した。



尼崎城の再建

江戸時代初期に築城され、明治時代に廃城となった城の天守部分を再建した。尼崎城は、新たな観光スポットとして期待されている。



■ 駅前広場の整備

JR 塚口駅の東側

ロータリー整備

ZUTTO CITY（ズットシティ）の玄関口となる JR 塚口駅の東側ロータリーが良好な住環境にふさわしい空間として生まれ変わった。



阪急武庫之荘駅北側

ロータリーリニューアル

阪急武庫之荘駅周辺の良い景観の維持を図りつつ、駅前広場をより安全にする改良工事を実施した。



■ 環境の保全と創出

兵庫県立尼崎の森中央緑地の整備

整備計画に基づき約 2.4ha の大芝生広場を整備した。また、芦屋市に寄贈され保管されていた 18 世紀後期に建てられたと推定される芦屋市三条町にあった旧小阪家住宅を移築・復元した。

● 大芝生広場の整備



● 茅葺民家の移築・復元



■ 自転車のまちづくりの推進

自転車駐輪場の整備（放置自転車対策）

駐輪場の整備等を進めることで、放置自転車が減少した。

● 対策前

放置自転車台数：3,086 台(H25 (2013))



対策後

放置自転車台数：131 台 (R2 (2020))



自転車道・自転車専用レーンの整備

自転車のまちづくり推進計画を策定し、自転車道のネットワーク・自転車の走行環境の整備を進めている。

● 自転車道の整備



● 自転車専用レーンの整備



■ 都市計画道路の整備

長洲久々知線の整備

長洲久々知線を整備したことで、踏切による渋滞を解消した。



■ その他の取組

- ・ 内陸部工業地における取組
- ・ 密集市街地における対策
- ・ 空家対策
- ・ 防災対策